**仲介貿易による外国産商品の原産地証明書発給申請に係る誓約書**

西暦　　　　　年　　　月　　　日

神戸商工会議所御中

会 社 名：

担当者名：

部 課 名：

電話番号：

　当社はこのたび、外国産商品の仲介輸出にあたり、船積地発行の原産地証明書を既に取得しておりますが、下記理由により貴所発行の原産地証明書を必要といたしますので、別添典拠資料により証明書の発給をお願いいたします。

　本証明の申請に際し、当社は、提出した外国産原産地証明書および添付資料はすべて真実かつ正確であり本件に関する一切の責任を負いますことを誓約いたします。

記

１、積出地発行の原産地証明書を神戸商工会議所名義の原産地証明書に切り換える具体的理由

　　(いずれかにチェック「✔」をいれてください）

□ 積出地に仕向国の大使館・領事館がないので、駐日領事において査証を取得したいが日本の商工会議所が

発行した原産地証明書でないと査証を取得できない。

□ 信用状(L/C)等で輸出者名を日本の仲介者とすることが求められており、輸出者名が現地の会社名となっ

ている積出地の原産地証明書が使用できない。

　 □ 仕入先を転売先に知られないため。

２、当該商品について

　　商品名：

　　生産者（又は）製造業者名：

　　住所（国名まで）：

3、輸出先（荷受人）名：

　　住所（国名まで)：

4、貨物の移動経路　　　　原産国　　　　　→　　　　船積地　　　　　→　　　　仕向国

　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　）→（　　　　　　　　　　）→（　　　　　　　　　　）

５、典拠書類

　　㋐商業インボイス（商工会議所へ登録済みのサイン入り）

　　㋑商品や原産国を確認するため (a)～(b)のすべての典拠書類を提出することが必要です。

　　(a) 海外公的機関発行の原産地証明書（ORIGINALのフォトコピー）

　　(b) 海外から船積みされたことを示す書類（下記のうちいずれか。全てフォトコピー可）

・B/L（船荷証券）（Non-negotiable Copy 不可）

・AWB（航空貨物運送状） ・SWB（海上貨物運送状）

・CMR NOTE（国際道路物品運送書類） ・CIM NOTE（国際鉄道物品輸送書類）